



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1259	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定	(薬務課).....	1
1260	大規模小売店舗の新設の届出	(商工振興課).....	3
1261	地域森林計画の案の縦覧	(林業振興課).....	4
1262	〃	(〃).....	4
1263	〃	(〃).....	5
1264	育種母樹林の指定の解除	(森林整備課).....	5
1265	育種母樹林の指定	(〃).....	5
1266	特定第2号漁業者の同意成立の届出	(水産振興課).....	6
1267	公共測量の実施	(技術調査課).....	6
1268	道路の位置の指定	(都市政策課).....	6
1269	都市計画の変更	(〃).....	6
1270	公有水面埋立て工事のしゅん功認可	(港湾空港振興課).....	7
1271	業務用パソコン等賃貸借及び保守業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(総務事務集中課).....	8

○ 公告

入札公告	(総務事務集中課).....	10
------	----------------	----

告 示

和歌山県告示第1259号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第11条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

令和4年11月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 知事監視製品

- (1) 次の写真を付して、「5meo zgx」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (2) 次の写真を付して、「5XPS 240UP」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (3) 次の写真に示すとおり、「ACME BOOSTER」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (4) 次の写真に示すとおり、「BIG DADDY」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (5) 次の写真に示すとおり、「BLACK NIGHT」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (6) 次の写真に示すとおり、「BUD SEX」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (7) 次の写真に示すとおり、「Chillaxing」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (8) 次の写真を付して、「Dragoon Volcano」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (9) 次の写真を付して、「DUCK DICK」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (10) 次の写真に示すとおり、「Ecstasy Cocktail」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。

- (11) 次の写真を付して、「ERO SOUND」の名称で販売される製品であって、その内容物が固形状のもの。
- (12) 次の写真を付して、「ICE ANAL」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (13) 次の写真を付して、「MAX」の名称で販売される製品であって、その内容物が固形状のもの。
- (14) 次の写真に示すとおり、「MAXIMUM SEX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (15) 次の写真に示すとおり、「MAX肉便器」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (16) 次の写真に示すとおり、「Miracle Ecstasy♂」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (17) 次の写真を付して、「PAKI PAKI」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (18) 次の写真を付して、「PUSSY」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (19) 次の写真を付して、「Rainbow Fighter」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (20) 次の写真に示すとおり、「RED HOLE for adults」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (21) 次の写真を付して、「SEX テロリスト」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (22) 次の写真に示すとおり、「SEXY KING」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (23) 次の写真に示すとおり、「TABOO EROTICA」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (24) 次の写真を付して、「TOKYO DEEPS 3dept MIX」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (25) 次の写真に示すとおり、「ゴメオ悶蝸」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (26) 次の写真を付して、「トコロテン」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (27) 次の写真を付して、「ドラマティック アナル」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (28) 次の写真に示すとおり、「トランス汁獣」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (29) 次の写真を付して、「ハッシュバグ」の名称で販売される製品であって、その内容物が固形状のもの。
- (30) 次の写真に示すとおり、「メスイキ狂獣」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (31) 次の写真に示すとおり、「狂乱スプラッシュ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (32) 次の写真に示すとおり、「極鬼アナル」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (33) 次の写真に示すとおり、「悶姦アナル」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (34) 次の写真に示すとおり、「野獣エクスタシー」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (35) 次の写真に示すとおり、「EXTREME HEAVEN」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (36) 次の写真を付して、「Fem Booster」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (37) 次の写真を付して、「Sexual Juice」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (38) 次の写真に示すとおり、「SPERMAN」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (39) 次の写真に示すとおり、「えろ姫さま」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (40) 次の写真を付して、「Love Battle」の名称で販売される製品であって、その内容物が固形状のもの。
- (41) 次の写真を付して、「えろ香玉」の名称で販売される製品であって、その内容物が固形状のもの。
- (42) 次の写真を付して、「ACME MAXIM」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (43) 次の写真を付して、「Fly magical edition」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。

(44) 次の写真を付して、「OBLIVION G FORCE」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。

(45) 次の写真に示すとおり、「THE ROCK」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。

(46) 次の写真を付して、「蝸壺」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。

(次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。)

2 指定理由

興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすことが標ぼうされ、その製品の用途及び使用方法に反して、身体に使用されるおそれがあるため。

3 施行期日

令和4年11月15日

和歌山県告示第1260号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和4年11月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ドラッグコスモス有田箕島店・(仮称) 産直市場よって有田店
和歌山県有田市箕島51外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
株式会社プラス 代表取締役 野田正史
和歌山県田辺市宝来町17番12号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
株式会社プラス 代表取締役 野田正史
和歌山県田辺市宝来町17番12号

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和5年6月27日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,944㎡

6 駐車場の収容台数

69台

7 駐輪場の収容台数

37台

- 8 荷さばき施設の面積
64.0㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
13.3㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前8時
閉店時刻 午後9時50分
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前7時30分から午後10時まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
2か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日
令和4年10月26日
- 15 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山県有田振興局地域振興部企画産業課(有田郡湯浅町湯浅2355-1)
有田市経済建設部産業振興課(有田市箕島50番地)
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 令和4年11月15日から令和5年3月15日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1261号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項及び同法第39条の4第1項の規定に基づき地域森林計画を変更するので、次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

令和4年11月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 森林計画区の名称
紀北森林計画区(和歌山市一円、海南市一円、橋本市一円、紀の川市一円、岩出市一円、海草郡一円及び伊都郡一円)
- 2 縦覧場所
和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、海草振興局農林水産振興部林務課、那賀振興局農林水産振興部林務課及び伊都振興局農林水産振興部林務課
- 3 縦覧期間
令和4年11月15日から同年12月9日まで

和歌山県告示第1262号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき地域森林計画を変更するので、次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

令和4年11月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 森林計画区の名称
紀中森林計画区(有田市一円、御坊市一円、有田郡一円及び日高郡一円)

2 縦覧場所

和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、有田振興局農林水産振興部林務課及び日高振興局農林水産振興部林務課

3 縦覧期間

令和4年11月15日から同年12月9日まで

和歌山県告示第1263号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項及び同法第39条の4第1項の規定に基づき地域森林計画を変更するので、次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

令和4年11月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 森林計画区の名称

紀南森林計画区(田辺市一円、新宮市一円、西牟婁郡一円及び東牟婁郡一円)

2 縦覧場所

和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、西牟婁振興局農林水産振興部林務課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課

3 縦覧期間

令和4年11月15日から同年12月9日まで

和歌山県告示第1264号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第9条第1項の規定により、次のとおり育種母樹林の指定を解除したので、同条第4項において準用する同法第5条第1項の規定により告示する。

令和4年11月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定年月日	種別	樹種	指定場所	面積(ha)	所有者	
						住所	氏名
和育56-1	S. 57. 1. 12	育種	スギ	田辺市中辺路町栗栖川字野勢古田650-2 田辺市中辺路町高原字七色1965-9	0. 21	和歌山市小松原通一丁目1番地	和歌山県
和育56-2	S. 57. 1. 12	育種	スギ	田辺市中辺路町石船字栗原613-54、613-57	1. 14	和歌山市小松原通一丁目1番地	和歌山県
和育56-4	S. 57. 1. 12	育種	スギ	田辺市中辺路町栗栖川字野勢古田663-5、663-12	2. 00	和歌山市小松原通一丁目1番地	和歌山県
和育56-5	S. 57. 1. 12	育種	スギ	田辺市中辺路町高原字七色1965-10	0. 33	和歌山市小松原通一丁目1番地	和歌山県

和歌山県告示第1265号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第3条第1項の規定により、次のとおり育種母樹林に指定したので、同法第5条第1項の規定により告示する。

令和4年11月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定年月日	種別	樹種	指定場所	面積(ha)	所有者	
						住所	氏名
和育4-1	R4. 11. 15	育種	アカマツ	田辺市中辺路町石船字栗原613-54	0. 57	和歌山市小松原通一丁目1番地	和歌山県

和育 4-2	R4.11.15	育種	クロマツ	田辺市中辺路町石船字栗原613-54	0.57	和歌山市小松原通一丁目1番地	和歌山県
和育 4-3	R4.11.15	育種	スギ	田辺市中辺路町栗栖川字王子291-11	0.39	和歌山市小松原通一丁目1番地	和歌山県

和歌山県告示第1266号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和4年11月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
紀州日高漁業協同組合の地区	日高郡みなべ町堺に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う棒受網漁業を主とする漁業	堺棒受網

和歌山県告示第1267号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき海南市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和4年11月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量（空中写真撮影、写真地図作成）
- 2 作業期間 令和4年12月1日から令和5年3月31日まで
- 3 作業地域 海南市全域

和歌山県告示第1268号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和4年11月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指 定 年 月 日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3544	西牟婁郡上富田町朝来字上内代584番1の一部、584番5の一部、578番9の一部、578番8、水路	田辺市新屋敷町37番地 町田升伯	令和 4.10.28	4.00	50.00

和歌山県告示第1269号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年11月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 都市計画の種類及び名称

田辺都市計画道路(3・5・15号文里湾横断道路)

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

和歌山県田辺市文里一丁目、文里二丁目

新庄町字西跡ノ浦、字東跡之浦

(地先公有水面を含む。)

3 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第1270号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

令和4年11月15日

和歌山下津港港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁坂吉伸

1 しゅん功認可を受けた者

(1) 所在地 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

(2) 名称 和歌山県

(3) 代表者住所 和歌山県和歌山市東高松四丁目6番7号

(4) 代表者氏名 和歌山県知事 仁坂吉伸

2 埋立区域

(1) 位置

和歌山県海南市冷水字東焼尾22番1から同市冷水字白紙21番1を経て同市藤白字西ノ谷246番3に至る間の地先公有水面

(2) 区域

三等三角点「紀三井寺」(北緯34度09分56.0455秒、東経135度11分57.8289秒)を基点とし、次の各地点のうち、1の地点から18の地点までを順次に直線で結んだ線、18の地点と19の地点とを結ぶ平成25年の秋分の満潮位(D.L.+1.82m)における公有水面と陸地との境界線、19の地点から28の地点まで及び1の地点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 基点から177度00分38秒 2,431.91mの地点

2の地点 1の地点から64度39分07秒 165.67mの地点

3の地点 2の地点から09度51分22秒 12.24mの地点

4の地点 3の地点から11度57分42秒 1.98mの地点

5の地点 4の地点から17度33分13秒 2.00mの地点

6の地点 5の地点から22度39分12秒 2.00mの地点

7の地点 6の地点から27度38分01秒 2.00mの地点

8の地点 7の地点から32度46分53秒 2.00mの地点

9の地点 8の地点から37度54分57秒 2.00mの地点

10の地点 9の地点から43度04分38秒 2.01mの地点

11の地点 10の地点から47度22分47秒 1.92mの地点

12の地点 11の地点から53度06分49秒 2.08mの地点

13の地点 12の地点から58度46分03秒 2.01mの地点

14の地点 13の地点から63度50分09秒 1.98mの地点

15の地点 14の地点から67度59分36秒 2.02mの地点

16の地点	15の地点から71度02分20秒	21.53mの地点
17の地点	16の地点から48度29分43秒	111.13mの地点
18の地点	17の地点から138度29分49秒	6.74mの地点
19の地点	基点から175度34分40秒	2,422.10mの地点
20の地点	19の地点から240度29分54秒	3.23mの地点
21の地点	20の地点から242度09分36秒	1.36mの地点
22の地点	21の地点から244度51分56秒	4.59mの地点
23の地点	22の地点から245度06分58秒	10.83mの地点
24の地点	23の地点から245度02分47秒	9.03mの地点
25の地点	24の地点から246度23分52秒	10.97mの地点
26の地点	25の地点から246度30分45秒	8.75mの地点
27の地点	26の地点から248度03分39秒	11.27mの地点
28の地点	27の地点から334度38分49秒	0.97mの地点

(3) 面積

4,138.42㎡

3 埋立地の用途

ふ頭用地

4 公有水面埋立免許の年月日及び番号

平成26年9月5日和歌山県指令港空第250号

5 しゅん功認可年月日

令和4年11月4日

和歌山県告示第1271号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、業務用パソコン等賃貸借及び保守業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請方法を次のように定める。

令和4年11月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

業務用パソコン等賃貸借及び保守業務

(2) 契約期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間に、次の要件のいずれをも満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

(2) 入札公告の日から過去5か年の間に1の(1)に掲げる業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を誠

実に履行した者であること。ただし、当該契約の契約期間が5年以上である場合は、入札公告の日から過去3か年の間に当該契約を誠実に履行した者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、イからカまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 役員等に関する調書

エ 法人にあっては、登記事項証明書

オ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書

(ア) 消費税及び地方消費税

(イ) 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）の全税目

カ 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株式資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

キ 業務実績調書

ク 業務実施説明書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ コンソーシアムにあっては、コンソーシアムの協定書の写し

(2) (1) に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

(3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって、(1) のイからカまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1) のアからウまで及びキからケまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示すこれらの用紙は令和4年11月15日（火）から同年12月2日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時30分までの間に5に掲げる場所で配布を行う。

(5) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和4年11月15日（火）午前10時から同月28日（月）午後5時30分までの間に和歌山県会計局総務事務集中課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和4年11月18日（金）から同年12月2日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、入札参加資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合は令和4年12月2日（金）午後5時30分までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県会計局総務事務集中課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館1階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2298

ファクシミリ番号 073-441-2288

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格審査結果通知書により令和4年12月9日（金）までに通知するものとする。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

8 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、令和4年12月20日（火）午後5時30分までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により5に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答は、令和4年12月23日（金）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

公 告

入 札 公 告

業務用パソコン等賃貸借及び保守業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和4年11月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和4年度から令和9年度まで

(2) 業務の名称

業務用パソコン等賃貸借及び保守業務

(3) 業務の内容

仕様書による。

(4) 機器設置場所・納入場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館1階 和歌山県会計局総務事務集中課業務処理室

(5) 業務の期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和4年和歌山県告示第1271号に規定する業務用パソコン等賃貸借及び保守業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館1階

和歌山県会計局総務事務集中課

(2) 期間

令和4年11月15日（火）から同年12月26日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後5時30分まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の（1）に同じ。

イ 期間

3の（2）に同じ。

(2) (1)により交付する仕様書及び入札説明書に対して質問のある者は、令和4年11月15日（火）午前10時から同月28日（月）午後5時30分までの間に和歌山県会計局総務事務集中課に対して所定の書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館2階

和歌山県会計局総務事務集中課入札室

イ 入札日時

令和4年12月27日（火）午後1時30分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県よりこの一般競争入札への参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和4年12月26日（月）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、その代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、その代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、その代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県会計局総務事務集中課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に直接関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2298

ファクシミリ番号 073-441-2288

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務について調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:

Lease and maintenance of personal computers and peripheral equipments for business use

- (2) Date and time for tender :

1:30 p.m. 27 December 2022 (Deadline for bids submitted by registered mail : 5:00 p.m. 26 December 2022)

- (3) Contact point for the notice :

Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2298

FAX 073-441-2288